

Press Release



H30. 7. 25
愛媛県災害対策本部
(保健福祉課)
(内線 3583)

平成 30 年 7 月豪雨災害にかかる 災害救助法の適用について（第 3 報）

平成 30 年 7 月豪雨に伴う、愛媛県及び八幡浜市の被害状況が概ね確定したことにより、八幡浜市において災害救助法の適用基準（災害救助法第 2 条及び同法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）に達することとなったため、同法を 7 月 5 日から適用しましたので、お知らせします。

なお、被害の状況、同法に基づく救助の内容等は、別紙のとおりです。

○適用市町

<適用済み>

宇和島市、大洲市、西予市、今治市、松野町、鬼北町

<今回追加適用>

八幡浜市

被害の状況等

1 八幡浜市の概要

人口	34,951	人
----	--------	---

世帯数	14,995	世帯
-----	--------	----

2 被害の状況

(1) 人的被害	なし
----------	----

(2) 住居被害	全壊	7	世帯
	半壊	7	世帯
	床上浸水	101	世帯
	床下浸水	270	世帯

3 救助の内容

- ・避難所の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与 等

※愛媛県内の住家被害

全壊 152 件、半壊 376 件、床上浸水 3527 件